

西浦校区コミュニティ協議会だより

電話：73-8641 ファックス：73-8648

平成 29 年 2 月 15 日 第 22 号

「災害に備えて」

日本各地で地震や大火災などの災害が続いています。先日は西浦でも積雪がありました。自然災害等の場合市役所から放送が流されますが、用語の意味は次のようになっています。

■避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合に、それに先立ち発令されます。被害が予想される地域の住民、特に高齢者ら避難に時間がかかる人に早めの避難を呼びかけるものです。

■避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に、発令されます。指定された避難所など安全な場所への避難を勧めるためのものです。

■避難指示(緊急)

状況がさらに悪化し、災害によって人的被害が出る危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令されます。避難指示が出た場合は直ちに避難しなければいけません。ただ避難しなかった人に対する罰則規定などはありません。

対岸の火事とせず、もしもの時を想定して、日頃から準備をしておくことが大事ですね。西浦の避難所は、西浦地区いきいき交流センターになっています。

1月サロン



市役所職員による、「生活習慣病予防」の講座がありました。1日の塩分の摂取量等について、学びました。 <毎月第4金曜日 13:30~15:00>